主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人Aの弁護人成田哲雄の上告趣意は事実誤認、単なる法令違反の主張であり (論旨引用の判例は、請求権も請求権行使の意思もないと認定せられている本件に は適切でない)、被告人Bの弁護人西家敬治の上告趣意は事実誤認、量刑不当の主 張であつて、いずれも、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても 同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年四月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	入	江	俊	郎